

JFマリンバンク愛媛県信漁連をご利用のお客さまへのお知らせ

JFマリンバンク愛媛県信用漁業協同組合連合会では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策、特殊詐欺等の犯罪に対して、事件・事故・不祥事の未然防止に努めて取り組んでおりますので、お客さまにおかれましては、今後も変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

1. お客さまによる「自署・お届け印鑑押印」について

お取引に関するすべての書類(貯金払出請求書等)は、ご本人さまが自署、押印することとなっております。なお、障がい者・手が不自由な方に対しましては、事務取扱手続きに基づき対応いたします。

2. 「キャッシュカード」による払出しについて

1日の出金・振込(振替)限度額は50万円(初期値)です。限度額は、銀行、郵便局、コンビニ等のATM出金・振込(振替)された合計金額となります。

ATM手数料が発生しても翌月キャッシュバックをしておりますので実質無料となっております。なお、一部所定の手数料がかかる場合がございます。

3. 「キャッシュカード」払出しによる異常検知確認

不正払出しの可能性がある取引が検知された場合は、ご利用状況をご確認させていただく場合がございます。

4. 「定期積金」掛金の集金について

集金業務は行っておりません。窓口へのご来店または当座性貯金からの口座振替に限定しております。

5. 「通帳・証書・ご印鑑・キャッシュカード」について

通帳・証書・ご印鑑・キャッシュカードは必ずご自分で管理をお願いします。

6. 「通帳、証書等」のお預かりについて

やむをえず、お預かりする場合は「預り証」を発行しておりますので記載内容をご確認ください。後日、「預り証」を発行することはございません。

7. 「各種通帳・証書」の記帳について

お手数ですが定期的な記帳をお願いいたします。また、当座性貯金(普通貯金等)通帳は未記帳件数が一定件数に達した場合、合算記帳されます。

8. 「ATM店舗」のお客さまについて

窓口業務は行っておりません。漁協職員が「現金・通帳・証書・ご印鑑・キャッシュカード・お取引に関する書類」をお預かりすることはございません。

<お問い合わせ先> 愛媛県信用漁業協同組合連合会 経営管理本部 企画管理課

TEL 089-933-8716

(受付時間 : 月曜日 ~ 金曜日 午前9時 ~ 午後5時 (祝日を除く))